

令和2年度事業計画（案）

政府は新型コロナウイルス感染症対策として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出した。更なる感染拡大が懸念され、終息が見えない状態で、会員の執務、そして事務局、執行体制の維持のために出来る限りのことを最も優先して実行していかなければならない。

以下の事業計画は、あくまでこの感染症の終息を前提として計画したものであり、優先順位を付けながら事業執行を行うことをご了承願いたい。

令和2年夏頃、念願の司法書士法改正が施行となる。私たちは、権利擁護の担い手として法律事務の専門家の使命を一層自覚し、社会に対してその責務を果たしていかなければならない。

司法書士法改正による「懲戒手続の適正・合理化」「一人法人の設立」は会則改正をはじめ多くの手続変更が行われることになり、これに一つひとつ対応することが求められる。懲戒手続や市民窓口への苦情申出は、決して他人事ではなく、基本的執務の上に各種業務があることを踏まえ、再確認の意味を含めて基本的執務の倫理研修を企画していきたい。また、倫理研修を含めた会員研修を充実化させるとともに日本司法書士会連合会で定めた司法書士会員の資質向上及び職業倫理を保持するための研修受講義務の最低基準を当会においても規定し、自主的に更なる資質の向上を目指すことを内外に発信するものとした。

令和元年度に検討を重ねた組織、財政をはじめとする環境整備について、中長期的に安定して当会の運営ができるよう優先順位をつけて制度化し、運用を図るとともに、関連団体と連携しながら更なる取り組みを継続する。組織においては委員の随時募集を継続するとともに新たに商業・法人登記に関する特別委員会を立ち上げ、会員への情報提供を実施する。

司法書士に関連する法改正が目白押しである。相続法改正、債権法改正、法務局における自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度の創設、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律における管理人制度が施行し、そして所有者不明土地の発生防止及び円滑かつ適正に利用するための民法及び不動産登記法の改正法案が提出される予定である。これら法改正に対し、不動産登記、財産管理制度、裁判業務等の一連の手続を担う法律事務の専門家としての研鑽を重ねるよう会員研修を充実化させる。特に「相続関係」は、今後も継続して社会的要請が更に高まる分野であり、「相続登記は司法書士へ」との認知度を更に高めるべく市民に対する発信を大胆に展開していきたい。

また、高齢者、障害者、未成年者、経済的困窮者等に対する権利擁護事業についても継続かつ更なる展開を講じていきたい。

静岡県司法書士会調停センターふらっとは弁護士関与型への移行手続を行い、

認証変更がされる予定である。大きな方針展開という新たなスタートに際し、市民に対するADRの特性の広報を通して、特に遺産分割事件についての受託を目指していきたい。裁判業務は引き続き受託環境の整備を進め、会員の受託に繋げるよう、事業展開を図る。

以上、権利擁護の担い手であることを自覚し、法律事務の専門家として求められる期待に対し、引き続き執務環境を整備しながら、関係機関、関係団体と連携し、社会参画を重ね、使命感をもって応えていく。

1. 司法書士法改正への対応

司法書士法改正に伴う会則及び関連規則等を改正するとともに新たな綱紀事案スキーム、一人法人の手続に関し、適正な運用を図る。

2. 基本的執務の遂行

本人確認、事件簿の調製、預り金の保管方法、職務上請求書の使用及び管理等の基本的執務の遂行を図るとともにこれらに関する倫理研修を開催する。

3. 組織、財政をはじめとする環境整備への対応

会員、当会にとって執務が円滑化するよう、引き続き以下に掲げる環境整備を推進する。

- ①財務安定化基金特別会計の導入
- ②企画広報部の分割
- ③倫理を含めた単位制研修受講の義務化の徹底及び単位未取得者への対応
- ④役員予選制の導入の検討の継続
- ⑤会費の徴収方法の変更
- ⑥事務局の執務環境の整備

4. 各種法改正への対応

市民に身近な相続・遺言制度の改正、契約のルールである債権法改正、所有者不明土地問題への対応などについて、市民に対する大胆な制度広報を展開するとともに市民の権利意識の醸成を図る施策を展開する。

また、寄せられる相談が具体的に会員への依頼を通して解消するよう司法書士総合相談センターしずおかをはじめとする相談機能をさらに充実化させる。

5. 裁判事務の促進

少額裁判費用援助制度の導入をはじめ、登記業務等に関連する裁判業務促進の研修会開催、民事法律扶助活用の促進等を展開する。

《総務部》

1. COMPASSの利用促進と定着

事務の省力化・コスト削減・情報提供の即時性を目指して、更なる利用促進を図っていききたい。

- (1) 会議に代わる連絡・協議手段としてより一層活用していく。
- (2) 会議録等の資料をCOMPASSに掲載する。
- (3) COMPASSの随時改良。

2. 会員の会務への参加促進

会員の会務への参加を促進していききたい。

- (1) 総会の参加者増加、活発化を検討する。
- (2) 新規登録者について委員会へ所属するように促す。

3. 他団体との情報交換及び交流

司法書士会は、関連団体（静岡県司法書士政治連盟、一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部、静岡県青年司法書士協議会）のほか、法務局や法テラスといった外部団体と関係を持ち、協力関係を築いている。これらの団体との共催事業や交流窓口となる機能を担っていく。

- (1) 外部団体（法務局、県市町、法テラス、他士業団体等）との定期的な情報交換と交流を行う。

外部団体との定期的な情報交換を行うことにより、成年後見制度の利用促進、災害対策、空き家問題、所有者不明土地問題、相続登記の推進、民事法律扶助の利用促進、合同相談会の運営などについて、適切且つスムーズな対応をすることができる。

- (2) 上記事業を行うために、上述の関連団体と連携していく。

4. 会則・諸規則の整備、会務財政の検討

- (1) 会則、規則、規程類の点検、見直しを行う。併せて、年度途中で制定、改廃があった場合、COMPASSを利用して会員への通知・回覧を迅速に行う。
- (2) 本会の財政について経理部とともに中長期的な把握を行い、必要となる会則・諸規則等の改定の検討を行う。

5. 司法書士会館の管理及び設備の更新

- (1) 更新が必要な機材備品等を見極め、計画的に更新を行う。

- (2) 日常点検を十分に行い、修繕必要箇所の把握と迅速な修繕を実施する。
- (3) 設備更新のための資金が適切に確保されているか検討を行う。

6. 会員の登録に関する事項

司法書士登録事務の円滑な運営を図る。

7. 業務賠償責任保険の維持・管理

司法書士業務賠償責任保険を継続維持し、円滑な運用を図る。

8. 住宅金融支援機構等の承継登記にかかる事務管理

令和元年度に引き続き、住宅金融支援機構等の承継登記に関する事務管理を継続する。

《経理部》

1. 今年度の収支予算の狙い

- (1) 各事業部の柔軟な事業執行を目指して～「旅費」の計上科目を移動～
一般会計収支予算書のうち、「旅費」は、昨年度まで「管理費支出」中「業務費支出」中「会議費」中に計上されており、使途として、理事会、部会、委員会等の旅費が含まれているところ、各事業部の事業予算は「事業費支出」として計上されるため、今までは各事業部の事業予算と各事業部の旅費とを流用することができず、年度途中での柔軟な事業執行をすることが困難であるという問題があった。

そこで、顧問税理士とも協議のうえ、「旅費」を「事業費支出」中に計上することとした。理事会、部会、委員会等の旅費は、各事業部の事業としての性質が強く、各事業部で事業と会議を一体として運営することが望ましいといえるため、会計処理上も妥当な変更である。

これにより、各事業部が、急変する社会情勢に迅速に応じ、柔軟に事業執行をすることができることになる。

- (2) 外部団体との交流を強化～賀詞交歓会の復活～

平成30年より開催していなかった賀詞交歓会について、会員間の交流を深めるとともに、外部団体との交流の機会を増やすために、開催することとした。そのため、会員福利厚生費に150万円の予算を計上した。

(3) 事業部の独立性を明示～会則上、企画部と広報部が分離～

企画広報部関連の予算は「事業費」中「事業諸費」のうち、「企画広報部事業費」、「広報誌費」として計上されていたものを、会則上、企画部と広報部とに分割されることを受け、「企画部事業費」、「広報部事業費」と独立させた。さらに、今までの「広報誌費」を「広報部事業費」に統合し、各事業部の予算配分を分かりやすいものとした。

(4) 長期相続登記未了事件への対応強化～助成金を増額～

公共嘱託登記司法書士協会で担当いただいている長期相続登記未了事件を円滑に処理することは、不動産という社会資源を有効活用し、登記制度の信頼を確保するという観点から、司法書士制度にとっても重要な課題である。そこで、パートタイマーの雇用などの経費増加により負担増大が見込まれる公共嘱託登記司法書士協会への助成金を130万円増額することとした。

(5) 会内広報の継続強化～使いやすいCOMPASSを目指して～

本会通信の紙配信を停止し、情報集配信システムCOMPASS配信による一本化をしているところ、閲覧者数が7割前後で推移している。このままでは、紙配信を復活することを検討せざるを得ない状況となってしまう。そこで、COMPASSを一層使いやすいものとするために、今年度に限り「事務消耗費」の中から、バージョンアップ費用を増額した。

(6) その他変更した予算説明～分かりやすい予算を目指して～

①「収入の部」の「雑収入」に含まれている「職務上請求書購入費用」を「支出の部」に関連付けしたことにより、対応する科目である「図書・印刷費」で50万円の予算が増加した。

②「雑費」として計上していた社会保険労務士報酬を税理士報酬と同じ科目である「支払手数料」に移動した。

③ 旅費日当等の現金の支払に関し、今年度より両替費用を金融機関に支払わねばならなくなったため、「雑費」中に、両替手数料として50万円を増額した。

④「退職基金」として一律140万円を毎年積み立ててきたところ、積立額が支給予定額に達したので、実際の増加見込額を計上することとした。これにより、特別会計への支出額が減少することになる。

2. 一般会計会費及び特別会計会費（会館修繕特別会計、自然災害対策特別会計及び財務安定化基金特別会計）の適正な収入の確認と管理

(1) 会館修繕特別会計からの支出

理事会で承認済みであるが、会館の老朽化に伴い、1階・2階部分の空調設備の工事をするため、878万9000円を支出をすることを報告する。長期修繕計画に沿った支出である。

(2) 自然災害相談活動特別会計規程の廃止

上程議案提案理由のとおり、当該特別会計規程を廃止する必要性が生じたため、本年9月30日をもって、当該特別会計の剰余金を処分し、同額を次項の特別会計に繰り入れることとした。

(3) 自然災害対策特別会計の創設

上程議案提案理由のとおり、当該特別会計規程を創設する必要性が生じたため、本年10月1日より、当該特別会計を設置する。収入は、前項の繰入金、会則第24条別表第1第4項による会費（会員一人につき1月500円）である。

(4) 財務安定化基金特別会計の創設

上程議案提案理由のとおり、当該特別会計規程を創設する必要性が生じたため、本年10月1日より、当該特別会計を設置する。収入は、予備費から2500万円を当初繰入金とするとともに、会則第24条別表第1第5項による会費（会員一人につき1月500円）、前年度の一般会計の繰越金から繰り入れる金銭（毎年300万円程を想定）である。

(5) 上記特別会計の推移見込み

自然災害相談活動特別会計が廃止され、新たに自然災害対策特別会計が設置される場所、予算上のイメージとしては、前者の特別会計の額がそのまま移行すると受け止めていただいて差し支えない。

令和2年10月分以降は、自然災害対策特別会計の収入が会員一人につき1月1000円から500円に変わるため、収入の伸びが緩やかとなる。特段の支出がなければ、令和5年度には、5500万円程の予算額規模となる見込みである。

財務安定化基金特別会計についても、見込み通りの繰入金が続き、特段の支出がなければ、令和5年度には、5500万円程の予算額規模となる見込みである。

会員におかれては、自然災害相談活動特別会計に関する特別会費1月1000円が令和2年10月分以降は、自然災害対策特別会計に500円、財務安定化基金特別会計に500円と振り分けられるイメージである。特別会計に関する会費の総額に変更はないことを強調しておく。

3. 各事業支出（各部会・委員会等）及び各管理費（特別会計支出を含む）の適正な執行状況の把握

中間監査・本監査をするとともに、月次会計について監督し、各事業内容についてまで踏み込んで執行状況の把握をする。

経理部は、各事業部を横断的に監督する部署であることを自覚する。

4. 会費徴収方法の変更

支部経由から本会の直接徴収に本年10月分の会費支払から変更となる。同時に、上程議案のとおり、実際の会費の納入方法と会則との平仄を整え、会費は、3月分以上を前納してもさしつかえないとする会則変更をする。

5. 旅費等の支払い方法の検討

上記1（6）③のとおり、金融機関の取扱変更により、両替手数料を負担しなくなればならなくなった。

両替は、旅費日当の支払いに関するものがほとんどであることから、両替手数料の負担を減少させるためにも、インターネットバンキングによる旅費日当の支払いについて、引き続き検討する。

6. マイナンバーの適切な管理

事務局内にマイナンバー管理担当者、管理場所を定め、引き続き適切に管理する。

《企画部》

1. 登記業務に関する情報提供

登記法改正をはじめ、先判例の解説等、登記業務に関連する情報提供を行い、会員の研鑽を促す。なお、法研究委員会を「不動産登記研究委員会」へと改称し、新たに「商業登記研究委員会」を設置する。情報提供の方法については、従来のように会員が集合して行う研修等の方法以外によることも検討する。

また、市民向けには動画共有サイトを用いる等の方法により、遺言等の改正点等に関する各種情報提供等をシリーズで行い、市民に身近で頼れる司法書士のPRにも資する事業を行う。

2. 人権擁護に関する事業

- (1) 差別等による人権侵害に対する会員の知識および意識の向上を目的とした研修等の企画により、まずはなにが差別なのかということ等の基本から

学び、その上で法務局に提出する書類作成という司法書士業務としての問題解決を目指す。

- (2) 新型コロナウイルス感染症により派生している経営難、収入減少等様々な問題を抱える市民向けの相談窓口となる司法書士総合相談センターしずおかの相談員向けに、市民が利用可能な各種施策等に関する情報提供を行う。
- (3) その他、専門職向けの権利擁護懇話会、経済的困窮者に対する同行支援促進事業等、令和元年度に引き続き行う。

3. 空き家問題、財産管理等における司法書士の活用

- (1) 静岡不動産流通活性化協議会を通じた空き家対策関連事業への参画
- (2) 空き家協定締結の推進
- (3) 財産管理研修履修者名簿の活用
- (4) 自治体職員向けの研修等

4. 商業法人登記の関与推進

商業法人登記に対する当会会員の一層の関与をねらい、一般会員の参加を可能とした方式による会社法の研究等をおこなう。その成果について、会員研修等で全会員に提供することを目標に活動する。

5. 未登記問題に関するシンポジウム・相談会

不動産および商業法人登記についての未登記問題を取り上げ、市民向けに解説するシンポジウムと相談会を開催する。感染症拡大防止のため、開催が困難な場合には、その他の方法により市民向けの情報提供をおこなう。

《広報部》

1. 広報事業

対外広報について、引き続き「相続登記は司法書士へ」をアピールし、市民の皆さんへ「相続登記＝司法書士」の定着を図りたい。折しも、次年度は関東ブロック市民公開講座の主管や、静岡県司法書士会100周年記念事業等も控えている。これら機会を利用し、マスメディアに取材をしてもらおう広報を目指す。

対内広報について、本会通信では頁数を減らす等会員が気軽に読める工夫をしたい。また、COMPASSでは、会員がさらに利用しやすい環境を整備したい。

2. 法教育事業

継続事業として、小学生法律教室の開催、高校生法律講座の開催、シニアクラブ向け法律講座を開催したい。

この中でも、司法書士が行う法教育としてやはり消費者教育がより専門性を発揮できると考える。学習指導要領においても消費者教育の推進は重点が置かれているため、民法改正に合わせた教材の改訂、高校生や大学生に向けた消費者教育の実施に力を入れていきたい。

《研修部》

平成30年の日司連定時総会において、倫理研修を含む単位制研修の義務化（年12単位以上、うち甲類8単位以上、甲類のうち倫理2単位以上）を趣旨とする日司連会員研修規則の一部改正が承認され、平成31年4月1日より施行されている。当会においても日司連会員研修規則の一部改正に対応する形で単位取得義務化を骨子とする研修規則の一部改正を予定している。

これを受け、次年度は、これまで以上に各会員が所定の単位を取得できる体制を構築し、義務違反者を生じさせない環境づくりを整えていかなければならない。

1. 会員研修

(1) 単位制研修

周知のとおり、令和2年度も司法書士業務と密接に関連する法改正ないし改正法の施行が多数予定されている。「会員研修会」は、登記業務、裁判業務、倫理も含めて、幅広い分野かつ最先端の知識を習得できるテーマの研修会を計画していく。また、他団体と共催形式等で行う「会員特別研修会」は、リーガルサポート・公嘱協会等と連携を密にして複数回開催する。なお、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で2月下旬以降に開催を予定していた研修会が中止となっており、改めて令和2年度に中止となった研修会の開催も検討していきたい。

会員が研修会に参加しやすい環境を整備するために平成28年度から導入した同時配信による研修会は、静岡県司法書士会館から遠方の東部・西部の会員にとって、近場で生の講義を聴講できる便利なシステムである一方、ランニングコストが多額である、音声・映像にトラブルが発生するリスクがある、機材操作の人材確保が困難等の問題点も抱えている。これを踏まえ、次々年度以降も同時配信研修を継続するかは研修部において引き続き協議していきたい。

「日司連研修総合ポータル」における「日司連eラーニング」および「研修

ライブラリ」は、事務所や自宅のパソコンからいつでも無料で視聴し、単位を取得できる大変便利なシステムであるが、利用する会員は一定数に留まっている状況である。よって、令和2年度は「日司連研修総合ポータル」における「日司連eラーニング」および「研修ライブラリ」の更なる活用を促す事業も企画していきたい。

(2) 支部との連携

最も身近な所属団体である支部が主催する支部研修会は、会員の参加率も総じて高く、単位取得義務化以降は、これまで以上に大きな役割を担うと考えている。そこで、これまで所定の回数の支部研修会を開催していただいた際に一定額の助成金を交付していたが、所定の回数以上の支部研修会を開催していただいた支部に対して増額して助成金を交付し、更なる支部研修会の充実を図っていきたい。

また、支部研修会の開催内容を支部間で共有し、他支部との連携も含めて会員に資する研修開催につなげていきたい。

(3) 研修単位未取得会員（0単位者）への対応

冒頭にも記したが、日本司法書士会連合会において、司法書士の専門家としての資質の担保として単位制研修の12単位取得義務が定められた。そもそも司法書士法第25条においても、「司法書士は、その所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない」と定められている。しかし、毎年、研修単位を全く取得しない会員が一定数存在する。この事態を是正すべく、令和2年度は特に0単位未取得の会員に対して、所定の単位取得を促す対応をしていく。

(4) 年次制研修

令和2年度も対象会員の研修参加の機会を確保するために年に2回開催を予定したい。倫理研修を主たる内容とする年次制研修が義務研修であることは周知されているものの、毎年、身体上の理由等によるやむを得ない事由以外の事由により参加しない会員も僅かながら存在する。年次制研修への参加を強く促すとともに、不参加者に対しては、年次制研修の指導要領に則り個別に対応していくこととする。

2. 新人研修

(1) 集合研修

令和元年度司法書士試験合格者の平均年齢は、初めて40歳を超えたとのことである。近年合格者の平均年齢は上昇傾向が続いており、今後もこの傾向は続くであろうと予想する。

さて、これを踏まえ、集合研修は、早期に登録・開業できるだけの実務能力を身に付けられる研修を開催する一方で、幅広い業務に触れていただくべく、

登記業務に限らない幅広い分野の業務について研修を実施する。また、令和元年度同様、登録後に当会の組織や活動へ参加し、司法書士制度を担う司法書士を育成する目的の研修も合わせて実施する。

(2) 配属研修

配属研修は、中央研修、ブロック研修及び集合研修で習得した知識が、執務現場、とりわけ依頼者に対する事情聴取と事件処理に際していかに活用されているかを受講者に肌で感じとらせ、司法書士としてひとり立ちするための基礎とする、いわば新人研修の総仕上げの場所であり、そこで養われたものが、受講者のその後の執務姿勢に反映されていくという重要な役割を担っている。令和2年度も「合格者ガイダンス」において、配属研修の意義や配属研修に臨む姿勢について具体的に説明し理解を促す。

また、令和2年度も引き続き、「配属研修指導員ガイダンス」を実施したい。配属研修の意義と現状、指導内容、具体的な運用等を説明し、司法書士会の事業であることの認識を共有したい。

(3) その他

中央新人研修や関東ブロック新人研修、特別研修の講師やチューターの派遣を引き続き行う。

《相談事業部》

相談業務を通して司法書士に対する信頼の構築を目指す

1. 「司法書士総合相談センターしずおか」の運営その他の相談関連事業

常設相談を通じて、地道ではあるが、相談者にとって具体的な解決につながるよう、一つ一つの相談に対して適切に対応していく。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う予定である。

- (1) 常設電話相談・面談相談の実施
- (2) 相談センターシフト表の作成
- (3) 相談員増員に向けた相談員勧誘

- (4) 相談員体験制度の運営
- (5) 外部からの相談員派遣要請の一元的管理
- (6) 相談センターニュースの発行
- (7) 司法書士活用の喚起に向けた取組み
- (8) 他土業等との合同相談の実施・検討
- (9) 女性相談会の実施

2. “ふらっと”による裁判外紛争処理事業

これまで同様、利用申し込みされた事件について適切かつ丁寧に対応し、ふらっとに対する信頼の構築に努めていきたい。また、弁護士の関与を受け、140万円超の民事事件や遺産分割等の家事紛争を対象とした裁判外での紛争解決を開始する予定である。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を行う予定である。

- (1) 調停の実施
- (2) 手続実施者及び事件管理者の養成
- (3) 弁護士助言型調停センターへの移行に伴う家事調停の実施
- (4) 広報活動

3. 「相続登記はお済みですか月間」相談の実施

各支部に協力を仰ぎつつ、相続登記に関する相談を実施したい。

4. 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」関連の相談会への対応

特措法第40条第2項前段に基づき、登記官は、長期相続登記等未了土地（特措法第2条第4項の特定登記未了土地のうち、所有権の登記名義人の死亡後30年を超えて相続登記等がされていない土地。）の所有権登記名義人となり得る者に対し、所定の事項を明示または情報提供しつつ、相続登記等の申請を促進するために、法務局では、相談会を開催する予定である。昨年度と同様、この法務局主催の相談会が開催されたときには、相談員として司法書士を派遣する予定である。

5. 消費者問題対策事業

内外に対する関連情報の提供、外部団体との連携事業を中心に事業を行っていきたい。具体的には、下記に列挙した事業及びこれらに関連付随する事業を予定している。

- (1) 相談員や司法書士を対象として、吟味・充実した内容の研修を行う
- (2) 消費者関連法の改正や消費者問題への対応

(3) 消費者問題ネットワークしずおか、特定非営利活動法人しずおか消費者ユニオンとの連携事業